

香川高等専門学校地域人材開発本部規則

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、香川高等専門学校内部組織規則第19条第3項の規定に基づき、香川高等専門学校地域人材開発本部（以下「地域人材開発本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域人材開発本部は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究資源及びその成果を地域の産業振興及び教育文化の発展に貢献する際の拠点として機能するとともに、本校みらい技術共同教育センター及び地域イノベーションセンター（以下「センター」という。）の活動を統括することを目的とする。

(業務)

第3条 地域人材開発本部は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 産学官連携及び地域連携に関すること。
- 二 知的財産に関すること。
- 三 共同教育に関すること。
- 四 人材育成に関すること。
- 五 センターの活動に関すること。
- 六 四国地区高専の産学官連携活動及び地域連携活動に関すること。
- 七 その他地域人材開発本部の目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第4条 地域人材開発本部に次の職員を置く。

- 一 本部長
- 二 副本部長
- 三 みらい技術共同教育センター長及び副センター長
- 四 地域イノベーションセンター長及び副センター長
- 五 監査職員 2名
- 六 その他、本部長が必要と認める教職員

(本部長)

第5条 本部長は校長をもって充てる。

2 本部長は、地域人材開発本部に関する業務を掌理する。

(副本部長)

第6条 副本部長は、教職員の中から校長が任命する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を行う。

3 副本部長の任期は2年とし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副本部長は引き続き4年を超えて在任することはできない。ただし、前項の残任期間はこれに含まないものとする。

(監査職員)

第7条 第4条第五号の監査職員は、副校長をもって充てる。

(第4条第六号職員の任期)

第8条 第4条第六号の教職員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 地域人材開発本部の円滑な運営を図るため、香川高等専門学校地域人材開発本部会議（以下「地域人材開発本部会議」という。）を置く。

2 地域人材開発本部会議は、地域人材開発本部に関する次の各号に掲げる事項を審議・評価・助言する。

- 一 地域人材開発本部の業務活動に関すること。
- 二 地域人材開発本部の施設・設備及び利用に関すること。
- 三 地域人材開発本部の組織に関すること。
- 四 その他地域人材開発本部、みらい技術共同教育センター及び地域イノベーションセンターに関すること。

3 地域人材開発本部会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 第4条各号に掲げる者
- 二 事務部長

4 地域人材開発本部会議は、本部長が招集し、議長となる。

5 本部長は、必要に応じ、第3項に定める構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 この規則に定めるもののほか、地域人材開発本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(事務)

第10条 地域人材開発本部に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、地域人材開発本部に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年7月28日から施行する。
- 2 香川高等専門学校地域人材開発本部会議規程は廃止する。